

令和7年度第2回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和8年3月12日：海上保安庁会議室	
委員	委員長	堀江 正之 : 日本大学商学部特任教授
	委員	郷田 桃代 : 東京理科大学工学部教授
	委員	尾花 眞理子 : 弁護士
<抽出案件>	<備考>	
○工事	1件	委員会開催にあたり 委員長に 堀江 正之 委員 を選任した。
一般競争	1件	
公募型及び工事希望型指名競争	—	
指名競争	—	
随意契約	—	
○建設コンサルタント業務等	0件	
○物品又は役務等	3件	
合計	4件	
議事概要	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委 員	海 上 保 安 庁
<p>国土交通省とは別に、海上保安庁が独自に指名停止した業者について伺いたい。契約解除の際、損害賠償等は発生したのか。</p> <p>指名停止期間を過ぎても違約金を払わない場合はどうなるのか。その者は今後の入札に参加できてしまうのか。</p> <p>3カ年の経過をみても、入札参加者の状況、落札率の高さは固定化傾向が続いている。地方の限られた業者、皆さんの努力やご事情も我々の視点からならば理解もできる。ただし、他省庁と比した時の特殊性など、きちんと国民目線で説明できるようにしておくことも大事なポイントだと考えている。</p> <p>今回指名停止になった者のように履行継続が難しいとなった場合、代替業者に発注等はできないのか。1者応募となるケースもあることから、やはり業者がいないのか。</p>	<p>(事務局より令和7年4月から令和7年9月の間の契約全体の概要について説明)</p> <p>契約解除の理由が相手方にあるもので違約金が発生、請求している。A社においては資金繰りが悪化し現在も支払われていない状況にある。A社は3月に他省庁からの入金があり、それをもって4月以降に支払うと申述しているが当庁としては延滞金を課すこととしている。</p> <p>入札公告において、著しく信用性が低い、経営状況の悪化がみてとれる者について記載することで、不誠実な者が参加し難い状況となるよう対応している。</p> <p>承知した。一昔前まで随意契約＝悪とされ、その解消に努めてきたところ。一方で、これまでは一般競争でやってきたものの、明らかに1者しかない案件でも、法令に則って公募し、申込みしてきた1者と随意契約を結ぶ、という形も増えてきた。落札率はまた別の問題だが、競争性確保については見直しを図られてきている。</p> <p>今回の2者については業務内容的に委託先が限定されるものではなく、契約の仕切り直しをすることができる。仮に、業務内容が特殊で相手方が特定される者が指名停止となっている、あるいは参加資格がない等の場合でも、支出負担行為担当官、契約担当官に諮った上で緊要性等総合的に判断し随意契約ができる枠組みはある。</p>
<p>【抽出事案審議 (1)】 <製造：一般競争契約> 「20m型巡視艇定期修理 (2025—No. 8)」(五管区)</p> <p>受注者が限定されるのが価格の問題であれば、予定価格算定についてもっと工夫はできないのか。それとも積算である以上いたし方ないのか。</p> <p>では、期間を延ばし、例えば定期修理と臨時修理を複数受注させる等の方策はとれないのか。</p> <p>管区をまたいで船舶修繕の発注を行うことはできないのか。</p>	<p>積算については、海上保安庁船舶修繕積算基準によって工数が決まり、労務単価は本省の基準で定められている。</p> <p>船舶運用の問題があるので長期にわたる修繕期間を設けることは難しいが、1カ月単位で1本の契約の中で複数の修繕請負契約を結ぶ等、委員ご提言について検討の余地はあるかもしれない。</p> <p>可能である。運航に支障がでないよう、少しでも早く対応できる業者に連絡し、依頼できる態勢をとることとしている。</p>

<p>【抽出事案審議 (2)】 <物品買入：一般競争契約> 「A重油4～9月分(長崎)」(七管区)</p> <p>資料45ページに記載している過去5カ年の契約はどれも4月から9月分であるが、10月から3月分についてはどうか。同じ状況か。</p> <p>6、7者が参加していることから落札率100%に至らないが98～99%で推移している、と。</p> <p>予定価格の算定方法を説明してほしい。</p> <p>業者から直近で徴取した参考見積よりも、調整した実例価格が安価だったから採用したということか。</p> <p>他管区よりも参加業者が多いのは、例えば以前の入札参加者にお声がけする等、何かしらの工夫がなされているからか。</p>	<p>年2回公告しており、4月から9月分、10月から3月分ともに同様の状況である。6者から7者程度の参加で推移している。</p> <p>その通り。</p> <p>同地区における取引の実例価格を指標に専門的な調査資料や入札参加業者からの市場価格の聞き取り、見積書を徴取して価格の動向を調査している。それをもとに検討、算出した価格を本件では予定価格とした。</p> <p>その通り。</p> <p>今回も該当の7者に声をかけている。その他工夫があるとするならば、燃料の搭載依頼を概ね1カ月から3週間前までにと早めに業者に連絡し、かつ搭載日までに数量の変更をしていないこと、土日休日の搭載もないこと、これらの実施を過去5年間確認したが、業者にとっては安心かつ予定も立てやすく、結果、入札に参加しやすい要因となったのではないかと思われる。</p>
<p>【抽出事案審議 (3)】 <物品買入：一般競争契約> 「A重油買入(那覇・先島地区)(単価契約)(R7年4月～R7年5月)」(十一管区)</p> <p>この地区は2者しかいないのか。数量の問題かもしれないが、特にR社1者が優勢のようだがそれについて如何。</p> <p>資料65ページをみると、令和6年までの過去5年間は入札が成立していた。今回不調となった理由はこういったことか。</p> <p>内容自体は4月、5月のものと、1年契約のものとは変わらないのではないか。</p>	<p>然り。網羅的ではないかもしれないが、我々の市場調査、入札公告結果でも他の業者発掘までには至っていない現状である。</p> <p>端的に予定価格に達しなかった。当管区との取引の実例価格や専門資料と入札参加業者から聴取した市場価格で検討を重ねている。我々の考え方と業者の考えの方向性に乖離があったのではと推察する。</p> <p>然り。契約が半期や1年の長期に及ぶ際は単価見直しを毎月実施する。変動が激しいときは予定</p>

<p>予定価格はどのように決めるのか。予定価格を決裁しているのは3月26日だが、参考見積徴取はその後か。</p> <p>予定価格と参考見積書は同額だが、この見積額を妥当として予定価格としたということか。</p>	<p>価格を立てるときに指標とする数値との乖離も大きく、なかなか落ちないというケースも生じ得る。</p> <p>参考見積徴取は予定価格算出や決裁の前である。</p> <p>否。調書記載の通り、予定価格は取引の直近実例価格である。それが市場価格調査で徴収した参考見積と同額であった、という順序である。</p>
<p>【抽出事案審議（4）】 <工事：一般競争契約> 「八丈水路観測所庁舎他撤去工事（監理課）」（三管区）</p> <p>入札参加者は地元業者か本土の業者か。</p> <p>資料の89ページに落札率100%の要因がある。これまでの抽出案件の議題にもあるが、予定価格とはどのように決まるのか、どのような方針・基準に基づいて作成しているのか。案件の種類ごとに異なるのか。</p> <p>予算額を予定価格とすることは特殊な条件なのか。</p> <p>落札者は入札の際、他に何者が参加してきているか分かるものなのか。</p> <p>参考見積は辞退した業者からも徴取したか。そのうち最も安価な見積は落札業者か。</p> <p>離島での工事の場合、本土の業者は本土から作業員を連れて行くのか。</p>	<p>落札者は島内、辞退した業者は本土である。</p> <p>海上保安庁予定価格作成要領に基づく。工事については国土交通省土木工事積算基準、建築施工単価等によって積算を行う。今回の件では資料の90ページ以降に予定価格調書とその内訳を掲載している。</p> <p>今回のベースにあるのは前年度の補正予算。離島で地下工事もあり、どのような工数が妥当なのかを判断するため、設計コンサルタントに発注。そのため令和6年度中の執行が難しく、7年度に繰り越している。繰り越した金額以上を投入できないので、本件はその予算を上限としたが、実際に積算してみると予算額をオーバーしてしまった。そのため、予算額を基準に参考見積と合わせて予定価格としたものである。</p> <p>購入できる金額で予定価格の上限を制限する、というケースは実際にあり特殊なものではない。</p> <p>電子では知り得ない。今回は紙だが、八丈島からの郵送であるためこれも分かり得ないと思料。</p> <p>然り。</p> <p>離島の場合、地元の者を下請けとして使うことが多いように見受けられる。</p>

審議の結果

審議結果を発表します。

今回4件の審議案件を抽出いたしました。

1件目、第五管区。1者応札ということですが、海上保安庁として新たに3者が技術審査に合格し等級区分拡大も図るということで、特段問題ございません。

2件目、第七管区。これは長崎という大きな港であることから業者もたくさんあるわけで、一つ感じたのはお付き合いのある業者に恣意的に声をかけているように見えないか、という観点もあること。正式な手続を踏んでいても、外部から見れば利権と捉えられることも危惧されますので、国民目線を意識していただきたい。ただし、契約については何ら問題なかったこと、これが最も重要なポイントかと思えます。

3件目、第十一管区。実質1者となることについては地理的要因でいたし方ないが、予定価格については業者の言いなりにならないよう、引き続きしっかりした対応をお願いしたいところです。

4件目、第三管区。離島という難しい環境であり1者応札・落札率100%案件となった。下請けを含めた地元業者への発注方法について等、工夫してもらいたい点はいくつかありますが、契約上の問題はなかったものと結論付けさせていただきます。

今回の委員会において、総じて予定価格に関して客観的な手法で説明責任が果たせることが大事であることを、改めて感じました。また、一般論にはなりますが、市場の動向を注視しながら、今後とも競争性の確保に努めていただきたい。

審議結果については、以上でございます。